

(別紙)

廃食用油のリサイクル工程管理の日本農林規格の制定案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
<p>1 適用範囲</p> <p>JAS規格化そのものを否定するつもりはありませんが、適用範囲の注記で、再生油脂を用いる製品として、食の安全性確保の一端を担う飼料と食と関係のない燃料や工業製品を同列に扱うべきではないと考えます。</p> <p>飼料用の廃食用油は、「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン」で家庭から排出される廃食用油は混入してはならないことが定められています。一方、工業用の廃食用油は家庭から排出されたものであっても問題はないと考えます。規格において、用途を同列にすることで、家庭から排出された廃食用油は排除されることとなり、国が進める資源の有効利用の促進に反すると考えます。</p> <p>また、綿実油はシクロプロペノイド脂肪酸を多く含んでおり、採卵鶏用飼料に使用すると「スポンジ卵」と呼ばれる商品価値のない卵の生産に繋がるため、飼料用には極力排除したい油ですが、飼料以外の用途においては問題のない油だと思います。用途によってリスクが異なるため、全ての廃食用油を同列に扱うべきではないと考えます。</p>	1	<p>本規格は、廃食用油を原材料として再生油脂を製造する事業者のリサイクル工程について、トレーサビリティが確保されていない廃食用油及び異物の混入がないような管理方法を規定した取扱に関する規格であって、用途に応じた再生油脂の品質を定めたものではありません。</p> <p>また、本規格は、家庭から排出された廃食用油についても対象としており、本規格の活用により資源の有効利用の促進に資すると考えております。</p> <p>なお、「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン」は、飼料安全確保の観点から飼料用の再生油脂の品質を定めるものであることから、本規格と相反するものではありません。</p>

5 管理		
<p>製造される再生油脂についての、異物及び毒性物質の含有がないこと又は一定以下であることについての品質に関する規定がないように思われます。</p> <p>外部からの混入がなくとも、ごま油であればシュウ酸、なたね油であればシアン化合物などが含有する可能性があります。また、処理用の機器などからの溶解等により、異物や毒性物質となるものが発生する可能性があります、用途次第では問題となり得ます。</p> <p>そのため、「5 管理」の「5.4 処理の管理」から「5.6 再生油脂の出荷管理」までの間のいずれかの項目において、再生油脂の品質についての検査と記録、またその品質の確保についての規定がある方がよいのではないかと考えます。</p>	1	<p>本規格は、廃食用油を原材料として再生油脂を製造する事業者のリサイクル工程について、トレーサビリティが確保されていない廃食用油及び異物の混入がないような管理方法を規定した取扱に関する規格であって、用途に応じた再生油脂の品質を定めたものではありません。</p> <p>そのため、本規格の性質上、品質に関する基準を規定致しませんが、現在業界団体が主体となり、製造される再生油脂の品質に関する規格についても検討が進められていると聞いております。</p>